

♣ リサイクル料の税務処理

Q : 自動車を取得した際に支払うリサイクル料金の税務上の取扱いはどのようになるのですか？

A : 支出時は「資産計上」し、廃車時に「費用化」されます。また、消費税は支出時は非課税、廃車時に課税仕入れになります。

【解説】

[リサイクル料金を支出したときの法人税]

自動車のリサイクル料金には、①シュレッダーダスト料金、②エアバック類料金、③フロン類料金、④情報管理料金、⑤資金管理料金がありますが、このうち資金管理料金については支払った時点で費用処理することができますが、その他の料金については、預託金として資産計上することとなります。

[リサイクル料金を支出したときの消費税]

リサイクル料金のうち、資金管理料金については支払った時点で課税仕入れになりますが、その他の料金については預託金になりますので不課税となります。

[リサイクル料金預託済みの車を購入した場合]

リサイクル預託金相当額は資産計上、消費税は非課税となります。

[廃車したとき]

自動車を引取業者に引き渡した時点で、リサイクル預託金相当額を費用処理することができます。

また、消費税においても、引取業者に引き渡した時点で課税仕入れとすることができます。

